

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

**単身高齢者宅等の除雪をしていただける町内会等**

在宅で身体が虚弱なため自力で除雪を行うことが困難な高齢者および身体障がい者等のお宅の除雪を行っていた町内会および自治会を募集します。  
**除雪範囲**=(15cm以上の降雪があった時)玄関から生活道路までの人や車いすが通れる幅の除雪/**除雪委託料**=1件当たり1,229円/**詳細**はお問い合わせください/**介護高齢課高齢福祉担当**(☎31-4539)

**「北海道障害者職業能力開発校」訓練生**

**求職中の障がい者/選考試験日**=12月7日(月)/**試験内容**=数学、国語、面接/**訓練科目**=建築デザイン科、CAD機械科、総合ビジネス科、プログラム設計科、総合実務科/**11月2日(月)~20日(金)**に、願書を釧路公共職業安定所へ/**試験会場**・北海道障害者職業能力開発校(砂川市焼山60☎0125-52-2774)、釧路公共職業安定所(☎41-1201)

**認知症サポーター養成講座**

認知症に対する正しい知識・理解を地域に広めるとともに、認知症高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けることを支える方を育成するための講座です。修了した方には各地域において開催予定の「認知症サポータースキルアップ講座」のご案内をします。  
**10月28日(水)午後2時~4時/所**コアかがやき/**市民/所**中部北地域包括支援センター(☎36-1233)

**スポーツ競技大会開催助成金 交付要望の受け付け**

**21(令和3)年度に釧路市において、全道・全国大会規模のスポーツ競技大会の開催を予定している団体**※スポーツ協会加盟団体については、個別に通知します/**10月1日(木)~23日(金)**に所定の申請用紙および資料を直接MOO4階市教委スポーツ課(☎31-2600)へ

**各種講習会等開催助成制度の対象事業**

小・中学生、高校生等を対象とし、文化や芸術を体験する機会を提供する事業および市の伝統文化の指導等を行う事業に対し助成します。  
**市内に事務局のある実行委員会等**※21(令和3)年2月末までに事業を実施することができる場合に限る/**助成金額**=総額20万円※対象経費総額の3分の1以内で1事業に対する限度額は10万円予定/**10月1日(木)~12月29日(火)**に市教委生涯学習課(☎31-4579)へ

**20(令和2)年度 第3回道営住宅の入居者**

**募集住宅**=[2人以上の一般世帯向け住宅]住之江3DK3戸【2人以上の世帯向け特定目的住宅】小学生以下同居世帯向け住宅(住之江3DK2戸)、母子父子世帯向け住宅(住之江3DK1戸)、新婚世帯向け住宅(住之江3DK1戸)/**郵送受付**=申込書を受領後、10月20日(火)午前中までに郵便局窓口へ/**インターネット受付**=10月19日(月)午前8時45分~21日(水)午後3時30分(☎http://www.kushiro-jk.or.jp)/**窓口受付**=10月19日(月)~24日(土)/**印鑑**、申込書(釧路市住宅公社の窓口で配布または釧路市住宅公社ホームページからダウンロード)、北海道営住宅抽選カードを持参し、市役所5階釧路市住宅公社(☎31-4563※24日(土)は交流プラザさいわい)へ※詳細はお問い合わせください。

**税・保険・年金**

**11月2日(月)は以下の市税等の納期限です**

- ・市道民税(第3期)
- ・国民健康保険料(第5期)
- ・後期高齢者医療保険料(第5期)
- ・介護保険料(第5期)
- ※いずれも普通徴収分
- ・10月分保育園保育料
- 市税等 休日の納付相談窓口  
**10月24日(土)午前9時~午後5時**  
 ◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付にあたってお困りの際は納税課までご相談ください。  
 ☎納税課(☎31-4517・4518)  
 ■■納付には便利な口座振替を■■

**傷病手当金の適用期間を12月31日(木)まで延長しました**

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に支給する傷病手当金の適用期間を20(令和2)年12月31日(木)まで延長しました。詳細は、市ホームページをご覧ください。  
**国民健康保険に関すること**国民健康保険課保険担当(☎31-4527)、**[後期高齢者医療に関すること]**医療年金課医療給付担当(☎31-4526)

**環境**

**環境事業課からのお知らせ**

●「市民みんなできれいなマチに」ポスターコンクール作品展  
**10月9日(金)~15日(木)/所**釧路フィッシャーマンズワーフMOO2階観光交流コーナー/**環境事業課廃棄物対策担当**(☎31-4551)

**●改修工事期間中にごみを自己搬入される方へのお願い**

高山地区にある清掃工場の改修工事を4カ年(令和2~5年度)で実施します。工事期間中、計量棟および外周道路において臨時的に通行規制を行う場合があります。計量を終えるまでに時間がかかることが予想されますので、余裕をもってご来場いただくようお願いいたします。  
**開場時間**=月~土曜日午前9時~午後4時30分(日曜日は午後0時30分まで)※祝日も通常通り開場※ごみを降ろす時間も必要となりますので、終了時間の30分前には入場してください/**所**釧路広域連合清掃工場(☎92-2002)

**●ごみの受入中止のお知らせ**

高山地区にある清掃工場の計量機の更新に伴い、ごみの受け入れを2日間中止します。この間、正門を閉めますので、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・小動物の死体・資源物の持ち込みが出来なくなります。ご不便ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。  
**受入中止期間**=10月17日(土)・18日(日)/**所**環境事業課事業施設担当(☎24-4146)、釧路広域連合事務局(☎92-2002)

**秋の自主清掃**

○10月10日(土)~18日(日)の期間で、町内会、学校関係、その他各団体が実施日を設定してください。  
 ○実施する町内会は、10月7日(水)までに、実施計画書を市役所2階連合町内会に提出してください。連合町内会に加入しておらず計画書が届いていない町内会は、環境事業課(☎31-4551)に申し出てください。  
 ○自主清掃では、道路や公園等公共の場を清掃してください。  
 ○集めたごみは、「環境美化活動用ごみ袋」「ボランティア袋」または「自主清掃と表示した透明か半透明の袋」に入れ、可燃ごみの収集日に可燃ごみと同じ場所に排出してください。  
 ○ごみ処理施設へ自己搬入をする場合は、処理手数料が掛かります。  
**所**連合町内会事務局(☎23-2101)、環境事業課廃棄物対策担当(☎31-4551)

**ヒグマ出没に注意!**

秋は冬眠に向けてヒグマの行動が活発になる季節です。ヒグマと出会わないために、次の点にご注意ください。  
 ○ヒグマが活発に活動する早朝、夕方、夜間の外出は注意する。  
 ○生ごみなどの可燃ごみは、当日の朝に決められた場所に排出する。  
 ○山林に入る前には市町村役場や森林管理署などでヒグマの出没情報を確認し、出没情報や注意看板がある場所への立ち入りは控える。  
 ○山林に入る際は鈴などの音が出るものを身につけ、単独行動を避ける。  
 ○ヒグマに遭遇したら、視線を逸らさず、ゆっくり後退する。走って逃げる

と追いかけてくることあり危険です。  
 ○子グマに遭遇した場合は、必ず近くに母グマがいるので、驚かさないうつ静かにその場を離れる。  
 ○ふんや足跡を見たら速やかに引き返す。  
 ※ヒグマの姿や足跡などを見つけたら、釧路警察署(☎23-0110)または下記へ連絡してください。  
**所**環境保全課自然保護担当(☎31-4594)、**所**市民課環境担当(☎66-2211)、**所**市民課環境担当(☎01547-6-2231)

**子育て・教育**

**10月の子育て講座**

- 心と体の育ち  
**10月6日(火)午前10時30分~11時30分/所**1歳前後のお子さんとその家族/**所**11組/**所**西部子育て支援拠点センター(☎65-6112)
- エコなおもちゃ作り  
**10月22日(木)午前10時30分~11時30分/所**1歳未満のお子さんとその家族/**所**8組/**所**甲親子つどいの広場昭和(☎55-2231)
- ハッピーハロウィン!  
 お父さんと遊ぼう  
**10月31日(土)午前10時30分~11時30分/所**就園前のお子さんとその父親、家族/**所**11組/**所**甲中部子育て支援拠点センター(☎38-5037)
- 子育て教室  
**10月28日(水)~11月17日(火)の週1回**午後2時~3時30分/**所**①母乳育児、②離乳食、③乳児の健康、④心と体の育ちについて/**所**令和2年4月2日~6月30日生まれの乳児とその家族(第1子の親子対象、全4回開催、詳しくはお問い合わせください)/**所**14組/**所**甲東部子育て支援拠点センター(☎65-9912)

**「こども110番の店」協力をお願い**

子どもたちを不審者等から安全に保護するため、コンビニエンスストア、店舗、事業所等が「こども110番の店」として緊急避難場所となつていただく取り組みを進めています。子どもたちの安全確保のため、ステッカー掲示のご協力をお願いします。  
 また、すでにご協力いただいている事業所等でステッカーの劣化がありましたら、新しいステッカーをお渡しますので、ご連絡ください。  
**所**市教委教育支援課(☎23-5189)

**親と子の教育相談**

**10月26日(月)・27日(火)午前10時~午後3時30分/所**防災庁舎1階/**所**幼児、小・中学生、高校生の子どもをもつ保護者/**所**子どものしつけ、学習、進路問題等/**所**市教委教育支援課(☎23-5189)